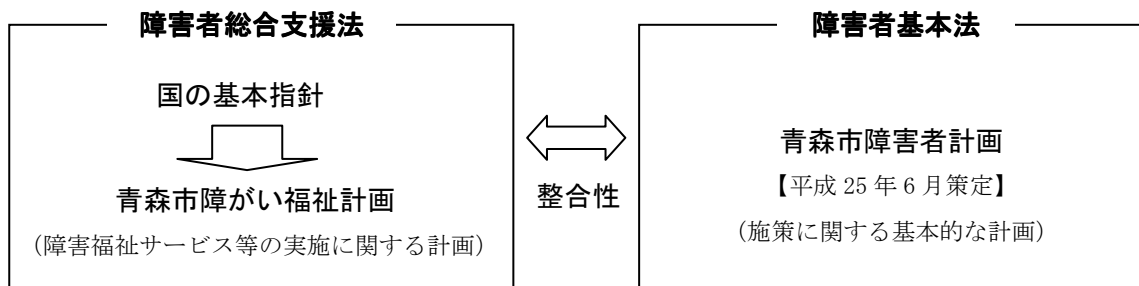


## 「青森市障がい福祉計画第 4 期計画」策定の概要

### 1 障がい福祉計画の策定根拠

青森市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法に基づき策定された障がい者のための施策に関する基本的な計画である「青森市障害者計画」との整合性を図ります。



### 2 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までとします。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
青森市障がい福祉計画	← 第 1 期計画 →			← 第 2 期計画 →			← 第 3 期計画 →			← 第 4 期計画 →		

### 3 計画に定める事項（案）

#### (1) 基本的事項

基本理念、提供体制の確保に関する基本的考え方 等

#### (2) 成果目標

- ①福祉施設から地域生活への移行促進
- ②福祉施設から一般就労への移行促進
- ③地域生活支援拠点等の整備【新規】（県と調整）

#### (3) 活動指標

- ①障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- ②見込量の確保のための方策
- ③障がい児支援体制の整備【新規】

#### (4) 地域生活支援事業の実施に関する事項

実施する事業の内容、事業の種類ごとの量の見込み、見込量の確保のための方策 等

#### (5) 関係機関との連携に関する事項

医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携

#### 4 計画策定の体制

- (1) 計画の策定に当たっては、「青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会」において審議を行います。
- (2) サービスの利用実態や障がいのニーズ等を把握し、計画に反映させるため、障がい者や事業者に対するアンケート調査を行います。
- (3) 当事者やその家族の方のほか、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係者で構成する「青森市障害者自立支援協議会」の意見を聴きます。

#### 【参考】

##### ○関係規定

##### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。